
政策金融改革に係る制度設計 (ポイント)

新政策金融機関について

<p>1. 政策金融の的確な実施と効率的な事業運営の両立</p>	<p>法人形態は特殊会社（特別の法律に基づき設立される会社法上の株式会社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①会社法に基づく透明性の高い効率的経営 ②政策金融の実施機関として、経済・金融情勢等に即応できるよう、国に一般監督権 ③株式は国が全額保有
<p>2. 明確な経営責任と透明性の確保</p>	<p>ガバナンスの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業計画等の情報開示 ②企業会計原則の導入、会計監査人による監督 ③経営責任者は適材適所 ④予算の国会議決、金融検査の実施 ⑤政策毎に勘定区分 <p>内部組織</p> <p>国内金融と国際金融の部門に大別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内部門は政策に対応し、(1)国民一般、(2)中小企業者、(3)農林水産業者の区分に応じた内部組織を編成 ・国際部門は、(1)信用の維持と業務の主體的運営、(2)JBICブランドの維持、(3)対外的に代表できる責任者
<p>3. 統合効果の発揮と利用者の利便性の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①管理部門（4機関計約1,100人）等共通する業務の一元化、支店の集約の推進（現在4機関計233支店のうち、県庁所在地等の重複支店約80店） ②現機関の垣根を越えた連携した取組みの実施、幅広いサービスの提供 ③利用者に対するワンストップ・サービスの強化
<p>4. 民間補完に徹しながら業務の必要性を不断に見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①業務は行革推進法に定める業務に限定 ②証券化・保証等民間金融機関の補完機能を強化 ③評価・監視体制を整備し、政策金融の不断の見直し (外部有識者による評価委員会(仮称)を新機関に設置、「行政減量・効率化有識者会議」の活用) ④危機対応に当たって、中核機関として、機動的に対応するとともに、完全民営化機関や民間金融機関と連携
<p>(注) 法律提出時期 発足時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①平成20年度からの新機関の円滑な発足に向けて、遅くとも次期通常国会までに提出 ②新機関の発足は、利用者への影響を避けるため、平成20年10月が適当 ③各機関の移行準備室等における作業を加速化

完全民営化・廃止機関（商工中金・政策投資銀行・公営公庫）について

完全民営化機関（商工中金・政策投資銀行）

完全民営化の確実な実現

- 完全民営化時点では、銀行法等の一般の金融関係法令を適用し、これに基づき業務を実施。移行期に係る特別の法律については廃止。政府保有株式の全部処分後、政府は直ちにそのための措置を講ずる。
- 平成20年10月に特殊会社（特別の法律により設立された会社法上の株式会社）へ転換（新体制へ移行）し、完全民営化を着実に進める。
- 政府の出資については、行政改革推進法に従って、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、新体制移行のおおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分。
- 政府保有株式の円滑な処分と処分益の最大化を実現するため、信用力や企業価値を維持・向上。移行期において、財務基盤・資金調達等の必要な措置を手当。
- 移行期における主務省の監督は真に必要なものに限定。預金保険機構への加入と併せ金融当局による検査及び監督を実施。
- 完全民営化のプロセスについて、行政改革推進本部長の下に置かれる「行政減量・効率化有識者会議」による評価・検証。

（新体制移行のおおむね5年後から7年後を目途）
完全民営化

（平成20年10月に特殊会社へ転換（新体制移行））
完全民営化への移行

商工中金

設立根拠法廃止

- ・一般の金融関係法令に基づき業務を実施（銀行法等）

所属団体中小企業向けの民間金融機関

- ・株主資格を取引先である中小企業団体等に制限。融資対象は中小企業を中心

- ・円滑な資金調達基盤の確保
 - －金融債（調達の約8割）の継続発行
 - －組合員等に限定されている預金資格制限の撤廃
- ・強固な財務基盤の確立
 - －4,000億円の政府出資のかなりの部分を準備金化
- ・協同組織から株式会社への転換を円滑化

政策投資銀行

設立根拠法廃止

- ・一般の金融関係法令に基づき業務を実施（銀行法等）

中長期の投融资機能を担う民間金融機関

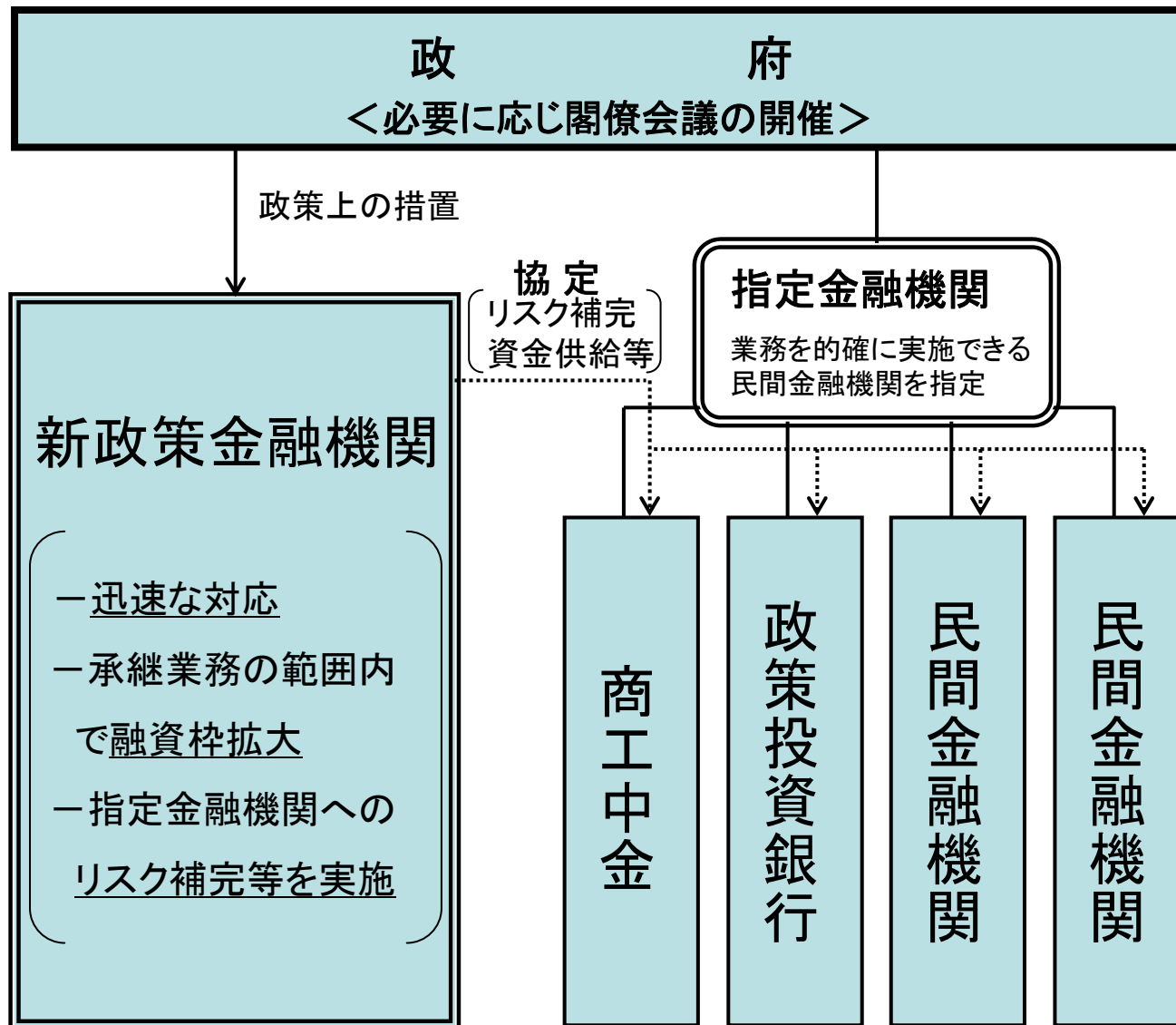
- ・グループ形態等も含め、最適な業態を選択
- ・債券を中心に多様な資金調達基盤を確立

- ・地域再生・事業再生等に不可欠な出資機能の維持
- ・自力での安定した資金調達体制への円滑な移行
 - －預金受入れ、金融債発行を開始
 - －移行措置として政府保証債・財融借入の継続

廃止機関（公営公庫）

- 公営公庫は、平成20年度に廃止。
- 地方公共団体は共同して資金調達のための新組織を自ら設立。国は新たな出資・保証等の関与を行わない。
- 公庫が保有する既往の資産・負債は、デューデリジェンスに基づき適切に新組織に移管・管理。
- 廃止のプロセスについて、「行政減量・効率化有識者会議」により評価・検証。

民間金融機関を活用した危機対応体制



■ 完全民営化機関をはじめ民間金融機関の活用が想定される事例

ニーズ	必要な金融
地域金融不安 【資金の代替融通】	短期資金供給、 手形割引 等
大規模災害 【インフラ復旧資金】	長期固定資金 供給 等

注) 移行期の完全民営化機関は指定金融機関とみなす。

政策金融改革の流れ

『政策金融改革の基本方針』
経済財政諮問会議 (H17.11.29)

『行政改革の重要方針』
閣議決定 (H17.12.24)

『行政改革推進法』成立
(H18.5.26)

<基本方針の決定>

- ・ 政策金融の機能の見直し、縮減
- ・ 対GDP比半減目標
- ・ 政策金融機関の再編の基本方針
 - ①5機関を統合し、一つの新政策金融機関へ
 - ②商工中金と政策投資銀行は完全民営化
 - ③公営企業金融公庫を廃止
- ・ 危機対応体制の整備

『政策金融改革の制度設計』
⇒政策金融改革推進本部で決定

- 新政策金融機関
- 完全民営化機関
- 廃止機関
- 危機対応体制

『新政策金融機関設置法等の法案提出』
⇒遅くとも次期通常国会

『新政策金融機関等の新体制への移行』
⇒利用者への悪影響を避け平成20年10月発足

現在(平成16年度末) ○現行8機関(90.2兆円) ※数字は貸出残高

